



# 島根県報

令和3年11月26日（金）

号外 第 139 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

家畜人工授精に関する講習会の開催

（農 畜 産 課） 2

---

**公 告**

---

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種改良部しまね和牛改良科）

2 開催期間

令和4年1月31日（月）から同年3月4日（金）まで

3 受講者の定員

17名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）、精子生理（雄繁殖生理）、種付けの理論（妊娠と分娩）、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

6 受講資格

次のいずれかに該当する者で、免許取得後、家畜人工授精業務に従事するもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講願書の提出期限

令和3年12月17日（金）

8 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻(2年生)は11,960円、一般は18,500円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部農畜産課（0852-22-5137）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。